

品川区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第33号

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第2号中「および第3項」を「から第4号まで」に改め、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を削り、同条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項または第4項」に改める。

第23条第1項ただし書中「および第24条の3第1項」を「ならびに第24条の3第1項および第2項第4号」に改める。

第24条の2第1項第2号中「除き、合計所得金額」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」（合計所得金額」に改め、「次条第1項において同じ。」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第24条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、

次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第9条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号および次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第24条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族または特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

付則第2条の3を削り、付則第2条の4を付則第2条の3とし、付則第2条の5を付則第2条の4とする。

付則第2条の6中「から令和9年度まで」を「以後」に改め、同条を付則第2条の5とする。

付則第3条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第3条の5第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」

を「令和１２年」に改める。

付則第３条の６中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項または第４項」に改める。

付則第１１条第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項または第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付 則

（施行期日）

- 第１条 この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、第１９条の２第２項の改正規定ならびに付則第３条の２、付則第３条の６および付則第１

1 条の改正規定は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条

第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の品川区特別区税条例（以下「新条例」という。）第 19 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 2 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

2 新条例第 24 条の 3 第 1 項および第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例付則第 3 条の 5 第 1 項および第 2 項の規定は、特別区民税（以下「区民税」という。）の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第 17 項の規定

により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例既存住宅および同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) もしくは増改築等をした家屋 (同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。) または同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。) もしくは既存住宅 (同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) もしくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) または同条第 1 0 項に規定する認定住宅等 (同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 4 新条例付則第 1 1 条第 4 項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日以後に行う新条例付則第 1 1 条第 1 項の土地

等の譲渡について適用する。